

千代田区駐車場整備計画に係る地域ルール策定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の表第22号の規定に基づく駐車場附置義務の特例等の認定（以下「特例の認定」という。）に当たり、千代田区駐車場整備計画に適合する、地域特性に応じた駐車施設の附置の確保の特例基準（以下「地域ルール」という。）の策定及びその適用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域ルール策定及び適用の申請)

第2条 地域ルールの策定及び適用を希望する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項に関する資料を添付し、区長に申請することができる。

- (1) 地域の範囲
- (2) 地域の特性
- (3) 土地・建物利用の現状と将来の計画
- (4) 現状の駐車場需要
- (5) 現状の路上駐車
- (6) 適用を申請する地域ルールの形態
- (7) 地域ルール策定協議会の準備組織の状況
- (8) その他必要な事項

2 申請者は、前項の申請とともに、事前に区長と協議の上、地域ルール策定協議会の設置を準備するものとする。

(地域ルール策定協議会の設置)

第3条 区長は前条により申請があり、申請時において次条の要件を充たす組織が成立していると認めたとき又はその後において成立するに至ったと認めたときは、これを地域ルール策定協議会（以下協議会という。）として認定する。

(協議会の構成等)

第4条 協議会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元組織の構成員
- (3) 千代田区の職員
- (4) 東京都の職員
- (5) 交通管理者の職員

- (6) その他地域ルール策定に資する者
- 2 協議会での検討内容や、地域ルール適用後の検証等を行うため、協議会に専門委員を置く。
- 3 協議会の会長は、学識経験者が勤める。

(協議会の検討事項)

第5条 協議会は、次の各事項を検討し、地域ルールの案を策定する。

- (1) 地域特性に応じた附置義務基準
- (2) 共同隔地駐車場整備等による代替措置
- (3) 遊休駐車場施設の活用方法
- (4) 路上駐車対策
- (5) 荷捌き対策
- (6) その他地域ルール策定及び適用に当たり必要な事項

(地域ルール案の提出)

第6条 申請者は、前条により策定された案を区長に提出する。

(策定及び告示)

- 第7条 区長は、前条の案の提出があり、その内容を適切と判断したときは、地域ルールを策定し、告示する。
- 2 前項の地域ルールは、「千代田区駐車場整備計画」第2、2、(4)に基づくものとする。

(協議会での検証及び区長による見直し等)

- 第8条 協議会は、当該地域の地域ルールが適用された日から1年毎に結果を検証し、区長に報告する。
- 2 前項の規定による報告書は、次の各号に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 個々の建築物に係る駐車場の定期報告（台数、料金、平・休日利用率など）
 - (2) 地域全体に係る定期的な検証（路上駐車対策と路上駐車状況、整備効果など）
 - (3) その他必要な事項
 - 3 区長は、地域ルールによる附置義務等の特例を認めることが不適当な状況にあると認めるときは、当該状況の是正について申請者等の関係者に勧告する。
 - 4 区長は、前項による是正勧告の日から1年を経過してもなお状況が是正されない場合は、当該地域ルールを改正し、又は廃止する。

(運営費用の負担)

第9条 協議会の運営費用については、申請者が負担する。

(協議会の事務局)

第10条 協議会の事務局は、申請者が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか地域ルールの策定及び適用について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年 2月16日から施行する。

(参考)

○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

第2条

二十二 東京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 都の建築主事の確認対象となる建築物以外の建築物に附置すべき駐車施設に係る事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 条例第十七条第一項第一号及び第二号、第十七条の二第一項第一号から第三号まで、第十七条の三第一号及び第二号、第十七条の四第一項第一号から第三号まで、第十七条の五第三項並びに第十八条第一項及び第二項の規定による駐車施設に係る認定
 - (2) 条例第十八条の二の規定による駐車施設の設置又は変更の届出の受理
 - (3) 条例第二十条第一項の規定による違反を是正するために必要な措置の命令及び同条第二項の規定による措置命令書の交付
 - (4) 条例第二十一条第一項の規定による報告の徴取又は資料の提出の要求及び立入検査等
- ロ 都の建築主事の確認対象となる建築物に附置すべき駐車施設に係る条例第十八条の二の規定による知事に対して行うべき駐車施設の設置又は変更の届出の受理